

# 補助対象経費

鹿児島県飲食店第三者認証制度の認証基準に対応した、次表に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）のうち、**令和3年12月29日(水)から令和4年12月28日(水)までに購入し、代金を支払ったもの。**

## 補助対象経費一覧（設置に伴う施工費、運搬費も対象になります。）

分野	対象品目
①消毒費用	手指消毒用の消毒液ディスペンサー、 物品・設備の清拭消毒の際に使用する消毒液用のスプレー（霧吹き）、 次亜塩素酸水生成器（共用物や共用場所の清拭消毒に用いる次亜塩素酸水を生成するもの）、 消毒液（高濃度エタノール製品（60%以上）等*）、 足踏み式消毒液スタンド
②マスク費用	マスク、ゴーグル、フェイスシールド
③飛沫対策費用	アクリル板、ビニールカーテン、透明ビニールシート、 防護スクリーン、パーティション、カラーコーン、コーンバー、 ベルトパーティション
④換気費用	換気扇、サーキュレーター、扇風機、 空気清浄機（HEPAフィルターによるろ過式で風量5m <sup>3</sup> /min程度以上）、 二酸化炭素濃度センサー、換気用設備一式（網戸、換気窓、排気ダクト等）
⑤その他 衛生管理費用	体温計（非接触式）、サーモカメラ、コイントレー、自動券売機

※「厚労省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」に掲載されている消毒液（高濃度エタノール製品（60%以上）、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、次亜塩素酸水、亜塩素酸水）

## 次の経費は補助対象となりません

中古品、自社内部の取引・個人間の取引・オークションによる購入、自作した物品の材料費、外国通貨・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・小切手・手形での支払い、相殺による決済、その他鹿児島県が適当ではないと判断した経費